

鈴鹿市上下水道局告示第6号

公共下水道の供用及び下水の処理の区域外とするので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年5月21日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

1 公共下水道の供用及び下水の処理の区域外とする年月日

令和6年5月21日

2 対象区域

鈴鹿市江島町字花野1457番、1458番、1516番1、1516番4